

## 石巻市スポーツ少年団活性化補助金交付要綱

平成18年5月23日

(目的)

第1条 この要綱は、特定非営利活動法人石巻市体育協会に係る石巻市スポーツ少年団の予算の範囲内において、石巻市スポーツ少年団活性化補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、スポーツ少年団活動の交流及び活性化に資することを目的とする。

(対象の大会等)

第2条 対象となる事業は、次に掲げるものとする。

(1) 種目別連絡協議会交流大会

協議会が主催となり、原則として協議会に所属するすべての単位団が参加し、石巻市内で開催するもの。

(2) レクリエーション交流事業

スポーツ少年団の10単位団以上で構成し、地域交流活動を目的として、石巻市内で開催するもの。

(3) 大会・研修会

日本スポーツ少年団が主催若しくは共催するもの。

(4) その他、上記に依りがたい場合は、常任理事会に諮りこれを決するものとする。

(補助金の交付額)

第3条 補助金の交付額は、次のとおりとする。

(1) 種目別連絡協議会交流大会に係る金額は、20,000円を上限とし、原則として年1回とする。

(2) レクリエーション交流事業に係る金額は、20,000円を上限とし、原則として年1回とする。

(3) 全国大会出場に係る金額は、1大会につき個人出場3,000円、団体出場は15,000円を上限とする。

(4) 研修会参加に係る金額は、1研修会につき個人参加3,000円、団体参加は15,000円を上限とする。

(5) 日独スポーツ少年団同時交流参加に係る金額は、1人10,000円とする。

(6) その他、上記に依りがたい場合は、常任理事会に諮りこれを決するものとする。

(補助金交付の申請)

第4条 補助金交付の申請をしようとする者は、別に定めるところにより申請書及び関係書類を本部長に提出しなければならない

(補助金交付の決定)

第5条 本部長は、補助金交付の申請があったときは、当該申請に係る内容及び書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金交付の決定をするものとする。

附則

この規程は、平成18年5月23日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成21年5月29日から施行し、平成21年4月1日から適用する。